

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成 30 年 9 月 18 日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

現在の住宅は、毎月保護費から住宅費の不足分として 6, 200 円が差し引かれ、手元に来た時点で 74, 960 円しかない。医者から食事制限の指導が出ているため、毎食自炊しているが、保護費が減額される度に、医者から食事制限を守るように言われ、それでも改善しないので、薬の種類や数が増やされた。平成 30 年 10 月から支給される保護費が減額されると、切り詰めるのは食費からとなり、その結果、医者から検査の数字が悪くなり、病気が悪化していると言われた。これ以上改善されなければ、薬を見直すとのこと。少額の減額かもしれないが、請求人にとっては病気の悪化と薬づけになる。保護費の減額は、命にかかわることである。

憲法 25 条に照らせば、本件処分の基となった本件改定後の保護基準の内容自体が憲法 25 条に違反しているし、本件処分により請求人が陥った生活状態が憲法 25 条の保障する健康で文化的な最低限度の生活を下回ることは明らかである。厚生労働大臣の裁量を逸脱し、法 1 条、3 条及び 8 条 1 項・2 項に違反する本件改定後の保護基準に基づいて行われた本件処分は、法 56 条の「正当な理由」がないといわざるを得ない。

第 4 審理員の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 31 年 3 月 13 日	諮問
平成 31 年 4 月 18 日	審議（第 32 回第 1 部会）
令和 元年 5 月 23 日	審議（第 33 回第 1 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

法 8 条 1 項の規定によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしてされており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法 11 条 1 項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定され

るものである。

法 25 条 2 項及び同項が準用する 24 条 4 項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

法 56 条の規定によれば、被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがないとされている。

- 2 これを、本件について検討すると、処分庁は、本件改定により保護基準が改定されたことに伴い、請求人に係る保護費の支給額が平成 30 年 10 月 1 日より変更されることとなったため、請求人に対し、変更日を同日として、基準改定によりとの理由を付して本件処分を行ったことが認められる。

このことにつき、審理員が調査したところによれば、本件処分は、法の規定及び本件改定後の保護基準に従って適正になされており、支給額の算定は、生活扶助の項目の基準生活費についてみると、保護基準が定める年齢別、世帯構成別、所在地域別などの区分（請求人の場合、41 歳～59 歳・1 人世帯・1 級地—1 の各区分に該当する。）に正確に当てはめた上で行われているなど、その他全体として違算も認められないから、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

- 3 請求人は、上記（第 3）のとおり、本件処分には取り消すべき理由がある旨主張する。

しかし、2 に述べたとおり、本件処分は、法及び本件改定により改定された保護基準に従って適正になされ、かつ、違算等の事実もないものと認められることから、本件処分を違法又は不当なものとして評価することができないことは明らかであり、また、上記保護基準に従った処分である以上、本件処分による保護の変更には、法 56

条にいう「正当な理由」があるものと言える（平成24年2月28日最高裁判所第三小法廷判決・民集66巻3号1240頁、平成24年4月2日最高裁判所第二小法廷判決・民集66巻6号2367頁参照）。したがって、請求人の主張は理由がないというほかはない。

また、請求人は、保護の実施機関が、本件改定により改定された保護基準に則った処分をすること自体に不服を申し立てているが、請求人が問題とする保護基準は、法規範としての性格を有するものであり（原田尚彦著「行政法要論（全訂第七版補訂二版）」113及び114頁参照）、保護基準自体に不当又は不備な点があるとして、その不適用を求める主張は、つまるところ立法論又は政策論に属するものであると解され、一般的にこのような主張は、法令の規定に基づいてなされた本件処分の適否の判断を左右するものではない。また、行政不服審査法に規定された行政不服審査会の権限に、司法裁判所が持つ法令審査権が付与されているとは考えられないため、保護基準の内容自体が憲法25条に違反する等の主張については、当審査会として判断することはできない。

そもそも、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これに則って処分を行い、また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行うことをその職分とするものであるから、法令の規定ないし法令に基づく制度そのものに対する不服について、本件処分を取り消す理由として認める等のことは、審査庁においてはできない。

なお、請求人はその他に住宅扶助等についての不服をるる主張しているが、本件改訂を理由とする本件処分とは直接関係はなく、取り消しを求める処分ごとに個別に請求すべきである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

本件処分について、上記2及び3に述べた以外の点においても、違法又は不当があるとは認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹